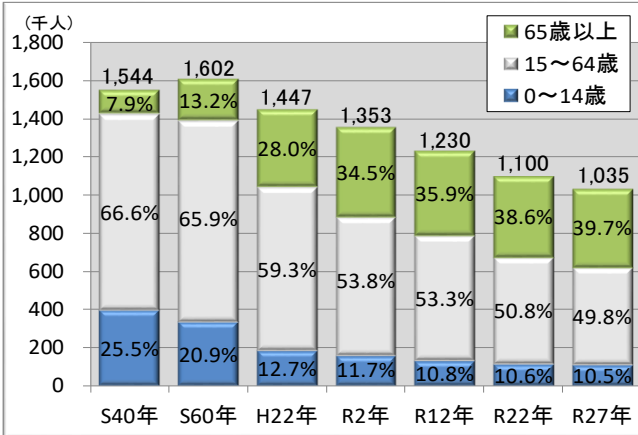


山口県公共施設等マネジメント基本方針 (概要版)

平成27年3月 山口県
(令和4年3月改訂)

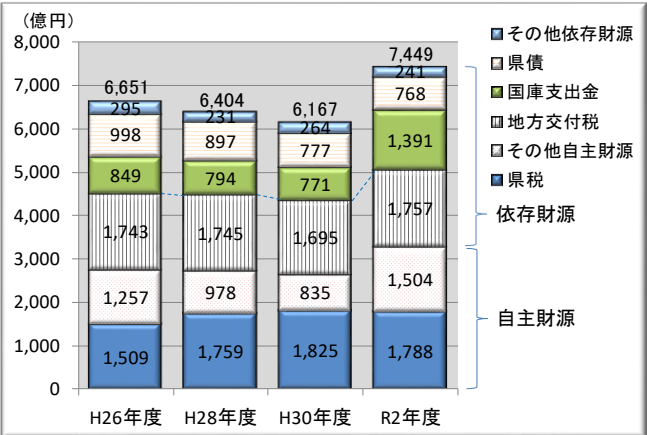
現状と課題

人口の動向



- R27年には約104万人まで減少する見込み
- 少子高齢化が今後より一層進行

財政(歳入)の状況



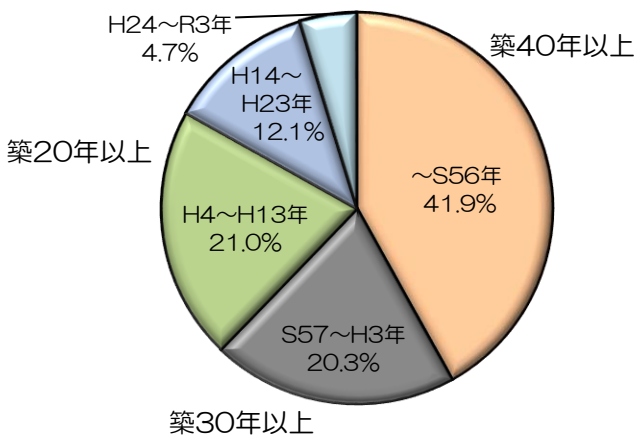
- 県税収入が伸び悩み依存財源が過半の割合
- 公債費や社会保障関係費は高い水準で推移

公共施設の状況

〔公共建築物〕

類型	棟数	面積(m ²)	割合
学校教育系施設	2,602	1,052,650	38.1%
県営住宅	874	917,700	33.2%
行政系施設	1,309	460,329	16.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	79	43,232	1.6%
県民文化系施設	19	68,156	2.5%
社会教育系施設	26	35,067	1.3%
保健・福祉施設	68	23,944	0.9%
その他	726	157,715	5.7%
合計	5,703	2,758,793	100.0%

公共建築物の築年別延床面積の割合



- 長寿命化を踏まえたR32年までの維持管理・更新に要する経費(試算)は年平均約399億円

〔都市基盤施設〕

類型	主な施設	施設数
道路	道路延長	3,444km
	橋梁	4,315橋
	トンネル	135本
	交通信号機等	2,792基
	交通管制設備	2,759基
	道路標識	59,812基
下水道	処理場	2箇所
	管路	37.2km
河川・ダム	河川延長	2,374km
	河川数	474河川
	河川管理施設	746施設
	ダム	22施設
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設等	1,932施設
海岸	防潮堤等施設	265km
	水門、陸閘等施設	1,452基
	排水施設	27施設
砂防	砂防堰堤	1,396基
	地すべり防止施設	90地区
	急傾斜地崩壊防止施設	914地区
空港	空港施設	15施設
公園	園路広場、運動施設、遊戯施設等	1,118施設
農業	農業用ダム	10施設
治山	治山ダム	5,897施設
工業用水道	貯水施設	4箇所
	導水・送配水施設	320km
	取水施設等	17箇所
発電	水力発電所	12箇所

- 長寿命化を踏まえたR32年までの維持管理・更新に要する経費(試算)は年平均約195億円

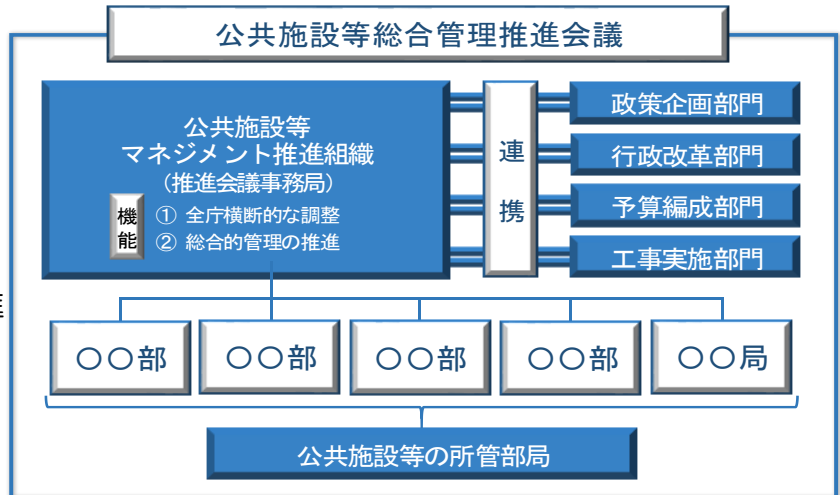
公共施設の総合的な管理の推進による

①施設の効果的・効率的な運用 と ②財政負担の軽減・平準化 が必要

基本方針

推進体制等

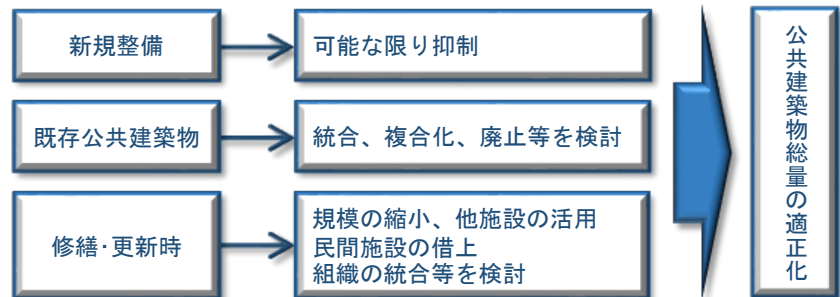
- ① 施設情報の一元化と有効活用
- ② 公共施設等総合管理推進会議による全庁的な取組の推進
- ③ 個別施設計画に基づく修繕、更新等の取組
- ④ ユニバーサルデザイン化の推進
- ⑤ 環境への配慮
- ⑥ PDCAサイクルに基づくフォローアップの取組



公共建築物

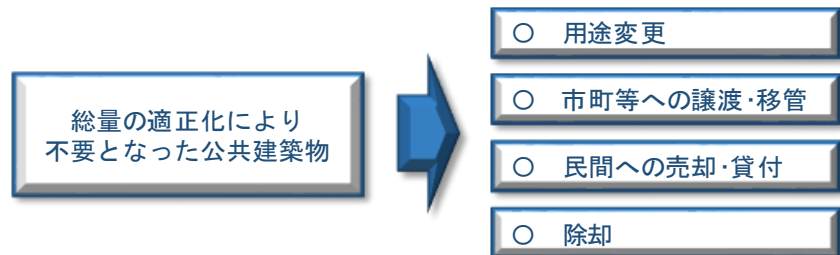
① 総量の適正化

公共建築物の必要性について不断に検証・見直しを行い、総量の適正化を図ります。



② 不要施設の有効活用

不要な公共建築物は、多様な手法によりその有効活用を促進します。



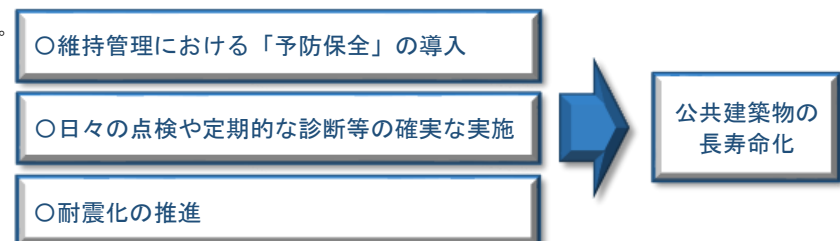
③ 民間活力の活用

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、PPPの推進を幅広く検討します。



④ 長寿命化の推進

原則として「事後保全」に加え「予防保全」を導入し、計画的な維持管理を実施します。



⑤ 耐震化の推進

優先順位の高いものから計画的に耐震化を進めていきます。

都市基盤施設

① 長寿命化の推進

予防保全を行う施設は、適切な時期に修繕を行い、長寿命化に努めます。

② 安心・安全の確保

定期的な点検・診断を確実に実施し、その結果を次の点検・診断等に活用します。

③ 技術力の確保・新技術の活用

研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成していきます。

国や大学、研究機関、企業等とも連携し、新技術の活用や技術力の向上を図ります。

施設類型ごとの基本方針

公共建築物

学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（学校教育系施設）個別施設計画」に基づく取組を実施する。 ◇ 県立高校については、県立高校将来構想を踏まえ取組を進める。
県営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検については、法令や定期点検実施要領等に基づき実施する。 ◇ 更新、修繕等については、「山口県県営住宅長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（行政系施設）個別施設計画」に基づく取組を実施する。
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）個別施設計画」に基づく取組を実施する。 ◇ 指定管理者制度導入施設については、制度の趣旨に沿って適切な管理運営を行う。
県民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（県民文化系施設）個別施設計画」に基づく取組を実施する。 ◇ 指定管理者制度導入施設については、制度の趣旨に沿って適切な管理運営を行う。
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（社会教育系施設）個別施設計画」に基づく取組を実施する。
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（保健・福祉施設）個別施設計画」に基づく取組を実施する。 ◇ 指定管理者制度導入施設については、制度の趣旨に沿って適切な管理運営を行う。
その他公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 更新、修繕等については、「山口県公共建築物（その他公共建築物）個別施設計画」に基づく取組を実施する。

都市基盤施設

道路	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、法令や定期点検要領等に基づき、5年に1度実施する。 ◇ 修繕・更新については、道路等は「山口県橋梁長寿命化計画」、「山口県トンネル長寿命化修繕計画」、「山口県横断歩道橋長寿命化計画」、「山口県シェッド長寿命化計画」、「山口県門型標識等長寿命化計画」、「山口県カルバート長寿命化計画」、交通信号機等は「山口県警察交通安全施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、法令や下水道維持管理指針等に基づき、施設や機器に応じ、定期的を実施する。 ◇ 修繕・更新については、「田布施川流域下水道長寿命化計画」、「周南流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく取組を実施する。
河川・ダム	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、点検要領等に基づき、施設や機器に応じた頻度や内容により定期的を実施する。 ◇ 修繕・更新については、排水機場は「山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）」、救急内水排水機場は「山口県河川管理施設長寿命化計画（救急内水対策排水機場）」、ダムは「山口県ダム長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、点検マニュアル等に基づき、施設に応じ、3～5年に1度実施する。 ◇ 修繕・更新については、「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」、「山口県港湾施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、維持管理マニュアル等に基づき、5年に1度実施する。 ◇ 修繕・更新については、「漁港海岸長寿命化計画」、「山口県海岸保全施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、点検要領等に基づき、定期的を実施する。 ◇ 修繕・更新については、「山口県砂防関係施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
空港	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、維持管理指針等に基づき、施設に応じ、3～5年に1度実施する。 ◇ 修繕・更新については、「山口宇部空港維持管理・更新計画」に基づく取組を実施する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、公園施設長寿命化計画策定指針等に基づき、施設や機器に応じ、定期的を実施する。 ◇ 修繕・更新については、園路広場等は「山口県公園施設長寿命化計画」、ビジターセンター等は「山口県自然公園等施設長寿命化計画」に基づく取組を実施する。
農業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、管理規程等に基づき、定期的を実施する。 ◇ 修繕・更新については、「機能保全計画」に基づく取組を実施する。
治山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 点検・診断については、治山施設個別施設計画策定マニュアル等に基づく取組を実施する。 ◇ 修繕・更新については、「山口県治山施設個別施設計画」に基づく取組を実施する。
工業用水道	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 巡視・点検については、「山口県工業用水道施設維持管理要綱」に基づき実施する。 ◇ 修繕・更新については、「施設設備10か年計画」に基づく取組を実施する。
発電	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 巡視・点検については、「保安規程」に基づき実施する。 ◇ 修繕・更新については、「施設整備10か年計画」に基づく取組を実施する。